

浄化槽設備士試験

(浄化槽法第 42 条第 1 項第 1 号、第 43 条)

(1) 指定・登録基準

浄化槽法

(指定試験機関の指定)

第 43 条の 2

2 主務大臣は、他に前条第 4 項の規定により指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 主務大臣は、第一項の申請が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

- 一 申請者が、民法第 34 条の規定により設立された法人以外の者であること。
- 二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
- 三 申請者が、浄化槽法第 43 条の 12 の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であること。
- 四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。
 - イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
 - ロ 浄化槽法第 43 条の 3 条第 2 項の命令により解任され、その解任の日から起算して2年を経過しない者

(2) 指定・登録法

法人の名称 : 財団法人 浄化槽設備士センター
指定・登録時期 : 昭和 60 年 2 月 6 日
法人の連絡先 : 東京都千代田区麹町 4-3 麹町四丁目ビル 5F
指定・登録の理由 : 浄化槽法第 43 条の 2 の規定に基づく基準に適合しているため

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし

(4) 料金等と積算根拠

手数料額 17,800円
積算根拠 4,994円(人件費)+12,827円(物件費)
≒17,800円

※ 学科試験、実地試験の合計額